

扶養できぬ理由 説明

低収入でも まず就労

生活保護 引き締め策

2012年(平成24年)

9月29日

土曜日



経済7.9面
国際11面
金融情報14.15面
スポーツ16.17.19面
文化23面/小説23.29面
囲碁・将棋24面
教育27面/生活29.31面
地域32.33面/人脈記34面
TV・ラジオ24.25.38面

朝日新聞大阪本社

発行所:〒530-8211大阪市北区中之島3-2-4
電話:06-6231-0131 www.asahi.com

戦後最多を更新し続ける生活保護を見直したたき台を、厚生労働省が28日まとめた。扶養できない理由の説明を扶養義務者に義務づけたり、受給者の支出まで調査できるよう福祉事務所の権限を強めたりするなど、引き締め策が目立つ。▼3面II受給者増、対策加速

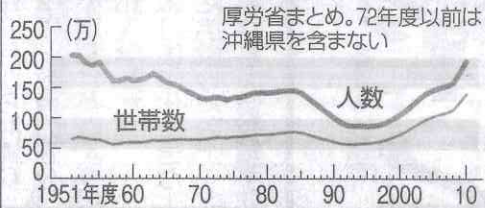
厚労省 たたき台

たたき台案は社会保障審議会の特設部会で示された。高齢化や不況で生活保護受給者は増え続け、6月時点で約211万5千人。見直し案は、現役世代の受給者を念頭に、「就労・自立」を強く求める内容だ。まず求職活動を半年程度続けても就職できない場合、希望以外の仕事や場所でも求職活動をしてもらう

生活保護の「適正化」策

- 低収入・短時間でもまず就労、方針の明確化
- 扶養義務者に扶養困難な理由の説明を義務づけ
- 医療扶助を長期間受けている場合、病状や働く能力を確認するため、ほかの医療機関を原則受診する
- 資産や収入に限らず、就労や保護費支出の状況も自治体が調査できるようにする
- 不正受給の罰則を強化

生活保護を受けている人数と世帯数



ことや、低収入・短時間の仕事でもとにかく就労してもらうことを基本とする、との考えを打ち出した。また、人気芸人の母親が生活保護を受けていたことが社会問題化したことを背景に、扶養義務がある親族に収入があるとみられる場合などに、扶養できない理由を説明することを義務づける案も提起した。さらに自治体の福祉事務所の調査権限を強化。資産・収入の状況に加えて、就労や保護費の支出状況まで調査できる権限を与え、受給者の生活実態を把握しやすくする。また調査対象者を「過去に受給していた人」にまで広げ、過去に不正受給が見つかれば返還を求めるとも示した。このほか保護費が目的外に使われないよう、住宅扶助を自治体が家主に直接納付する仕組みを推進▽福祉事務所が受給者の健康診査

結果を入手できるようにし、健康状態を把握——などの案も明らかにした。見直し案について厚労省は、社保審部会で今後議論し、自立を後押しする支援策とセットで、「生活支援戦略」として法案化を目指す。しかし本当に支援が必要な人まで制度を利用しにくくなる恐れもあり、議論を呼びそつた。(有近隆史)